

中国税関からの追徴要求、  
法的根拠は？ 中国独自ルール？

# 中国税関からの追徴課税への対応

## ～ 刑事・行政処罰手続への対応、将来に向けた改善策まで

2021年7月

中国の税務局と税関、  
グループ間取引で問題になるのは？

弁護士法人キャストグローバル  
弁護士・中小企業診断士 金藤 力

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

## 中国の税関は、他国と違って中国独自ルールで動いている？

### 中国の税関のルールは、他国とは違う？

中国もWTOに加盟しており、中国税関もWTO関税評価協定やHS条約にも準拠したルールを採用しているため、基本的なルールの枠組みは他国と大差はない。

中国で税関から何らか指摘を受けた実際の場面を見ても、**実は日本を含む他国の税関と同じルールが適用されているに過ぎない場合も多い。**

### 中国で税関から問題を指摘されやすい事項は？

**HSコード**（分類判断の差異）

**価格査定**（特にグループ内取引）

**加工貿易**（手冊管理、国内販売）

+

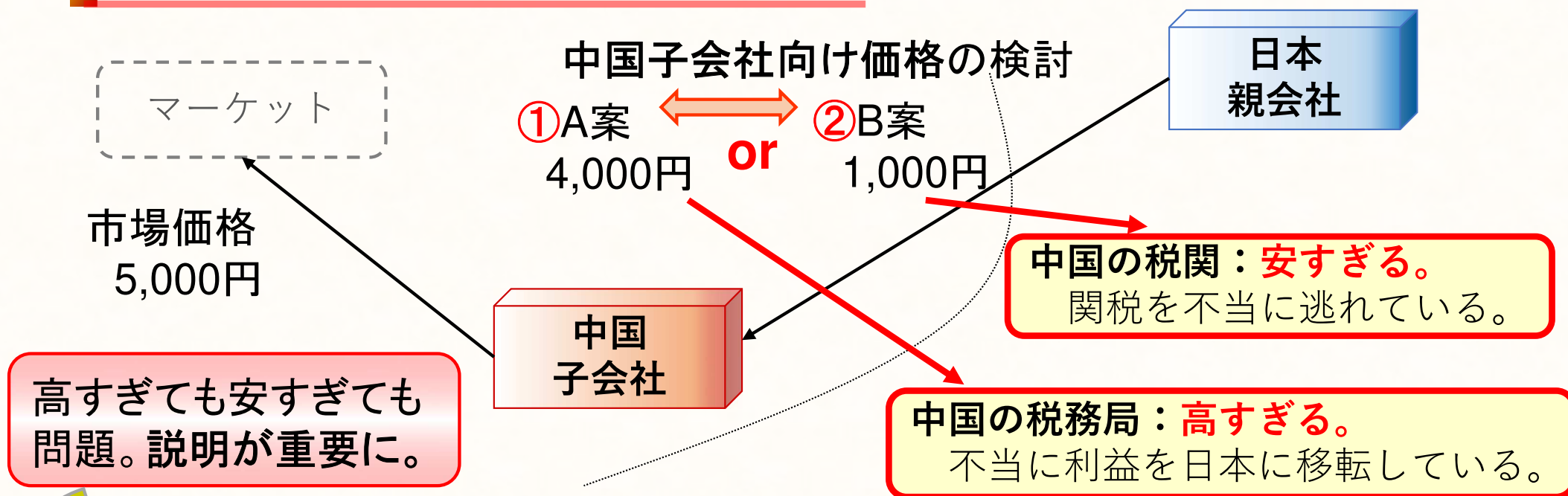
**その他の問題**（過大な子会社利益、決済実績との不一致、ロイヤリティ...）

- 
- 「中国だから」で済ませることなく、税関関連法令に照らした的確な説明と見通しの判断を経て、早期且つ妥当な解決の実現へと導きます。

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

## 貿易の価格設定について税務局に相談しているから大丈夫？

### 税務局と税関は、「前門の虎、後門の狼」？



- 税関問題だけを考えるのではなく、税務局の観点も踏まえて検討し、さらに、将来、調査を受けた時に実際に証拠として提示できる契約書等の文書作成まで含めて対策を講じることで、不測の課税が生じる危険を回避・軽減します。

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

過去から一貫して問題なかったから、そのまま大丈夫？

■ 時期によって変わる「相場」に合わせた調整が必要です。

### 《税関輸出入貨物課税価格査定弁法》(2013年)

**第41条** 輸出貨物の成約価格を確定することができない場合には、税関は、関係状況の把握を経て、かつ、納税義務者と価格協議をした後に、順次、次に掲げる価格により当該貨物の課税価格を審査して確定する。

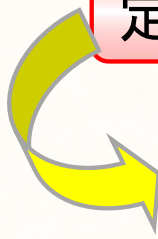
(1) **同時に、又はほぼ同時に**同一の国又は地区に対し輸出する同一の貨物の成約価格

(2) **同時に、又はほぼ同時に**同一の国又は地区に対し輸出する類似する貨物の成約価格

**第51条** この弁法において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(12) **「ほぼ同時に」とは**、税関が貨物申告を接受した日とほぼ同時であることをいい、**最長でも前後45日を超えないものとする**。逆控除価格法に従い輸入貨物の課税価格を審査して確定する場合において、輸入貨物又は同一の、若しくは類似する貨物につき税関が輸入貨物申告を接受した日の前後45日以内に国内において販売されていないときは、国内において販売する期間を貨物申告接受の日の前後90日以内まで延長することができる。

定期的な見直しが必要になるが、具体的には、どのように見直すのが良いか？

- 
- さまざまな中国現地法人の運営に身近でかかわってきた経験を活かして、過度の負担なく実行可能な範囲で事故が起きにくい対策を提案します。



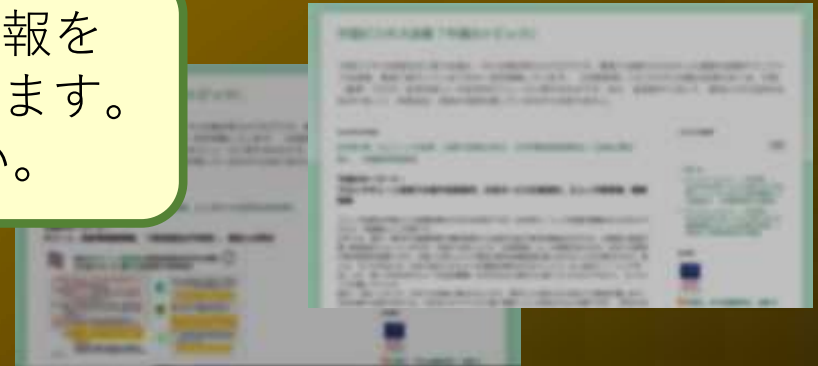
# 弁護士が語る 中国ビジネスの現場

弁護士・中小企業診断士  
金藤 力

## 中国法務 診断

検索

ブログでも最新情報を  
一部ご紹介しています。  
是非ご覧ください。



弁護士法人キャストグローバル 大阪事務所  
パートナー・大阪事務所代表  
弁護士/中小企業診断士 金藤 力  
E-mail : [kanefuji@castglobal-law.com](mailto:kanefuji@castglobal-law.com)  
Tel : 06-4706-0780 (代表)

Webサイト (キャスト中国ビジネス) :  
<http://www.cast-china.biz/>